

(証券コード 9559)

2024年8月8日

株主各位

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
恵比寿ガーデンプレイスタワー31階
株式会社ペアキャピタル
代表取締役社長 田中 哲

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社Webサイトに掲載しておりますので、以下のURLにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社Webサイト <https://p-capital.co.jp/ir/>

電子提供措置事項は、インターネット上の当社Webサイトのほか、東京証券取引所Webサイトにも掲載しております。当社Webサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所Webサイト（上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、株主総会招集通知の情報を閲覧ください。

東京証券取引所Webサイト（上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、議決権の行使をお願い申し上げます。各議案の内容は、当社Webサイト上の「臨時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載のとおりでございますので、同書類をご検討くださいませ、後述のご案内に従って2024年8月28日（水曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2024年8月29日（木曜日） 午前8時
2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー31階
当社 会議室

3. 目的事項

(決議事項)

第1号議案 TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止申請に関する件

第2号議案 定款一部変更の件

4. 議決権の行使についてのご案内

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年8月28日(水曜日)午後6時までに到着するようご返送ください。各議案につき賛否が表示されていない場合には、会社提案につき賛成としてお取扱いいたします。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいませうお願いいたします。

◎電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社 Web サイト及び東京証券取引所 Web サイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止申請に関する件

#### 1. 経緯

当社は、2022年9月に東京証券取引所 TOKYO PRO Market（以下、「TPM」という。）へ上場をいたしました。

2020年10月に設立され、社歴が浅く成長途上であった当社にとって、TPM上場による信頼度向上により、M&A仲介業務における案件獲得や優秀な人材獲得に一定の成果を上げたと考えております。設立より每期増収増益を続け、「全ての人にとってM&Aをより身近なものにする」を基本理念に、友好的なM&Aを支援して参りました。

一方で、M&A仲介業界を取り巻く環境の変化に対応するために、当社自身も大きく変化をしていく必要があると感じております。そこで、一旦非上場化した上で、自由度の高い意思決定とより一層スピード感のある経営判断を行い、更に強固な経営基盤を実現させることが必要であるという結論に至りました。非上場化後も TPM 上場によって強化されたコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制を引き続き高度発展させると共に、新たな施策の実施及び事業領域の拡大等によって、M&A業界の健全な発展に資する企業となるべく努めて参る所存でおります。

#### 2. スケジュール

- (1) 上場廃止申請書の提出日 2024年8月29日
- (2) 上場廃止日 2024年9月30日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 当社は会計監査人の設置義務がないため、第1号議案の上場廃止と同時に会計監査人を非設置とするものであります。
- (2) 本定款変更の効力発生日は、2024年9月30日といたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                                                       | 変更案                                                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| (機関構成)<br>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>1. 取締役会<br>2. 監査役<br>3. 監査役会<br>4. <u>会計監査人</u> | (機関構成)<br>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>1. 取締役会<br>2. 監査役<br>3. 監査役会<br>(削除) |
| <u>第6章 会計監査人</u>                                                                           | (削除)                                                                            |
| (選任方法)<br>第37条 <u>会計監査人は、株主総会において選</u>                                                     | (削除)                                                                            |

| 現行定款                                                                                                                                               | 変更案  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| <u>任する。</u>                                                                                                                                        |      |
| <u>(任期)</u><br><u>第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br><u>② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u> | (削除) |

以 上